

第三者評価結果入力シート（母子生活支援施設）

種別	母子生活支援施設
----	----------

①第三者評価機関名

一般社団法人 京都社会福祉士会

②施設名等

名称：	東山母子生活支援施設
施設長氏名：	森口哲次
定員：	20世帯
所在地(都道府県)：	京都府
URL：	http://www.ksj.or.jp/sisetu/higashiyama/

③実施調査日

開始日	2013/11/7
評価結果確定日	2014/9/10

④総評

<p>◇特に評価が高い点</p> <p>○母や子の状況を考慮した行事を計画し、参加しやすいように工夫しています。パソコンのソフトを活用し、個人毎の記録を詳細にしています。自立支援計画に基づく支援を実施していることを記録により確認できました。</p> <p>○遊びのボランティア「さいもんめ」活動、育児支援・乳幼児の一時保育、母親の就労支援、ベランダ菜園での作物の収穫支援等、様々な活動を通して母子の自立促進を支援しています。</p> <p>○施設の役割や機能を達成するために必要な関係機関との連携を適切に行い、定期的に情報交換しています。</p> <p>◇改善が求められる点</p> <p>○各種要綱(マニュアル)は法人本部が作成したものを活用していますが、改定しておらず、施設名称も以前のままとなっています。法人には事業所から文書で求めているとのことですので、法人と事業所とが協同して現状に即した要綱を作成してください。</p> <p>○19時45分以降は支援職員が不在となり、24時間を通して支援できる体制がありません。夜間に感じる生活の不安に対応する仕組みになっていません。</p> <p>○就労のための病児保育を行っていません。</p> <p>○ボランティア受入れに対する基本姿勢を明文化していません。ボランティアに対して研修が行われていません。</p>

⑤第三者評価結果に対する施設のコメント

<p>第三者評価を受審し、「特に評価が高い点」と「改善が求められる点」が明確となりました。自立支援計画に基づく支援の実施、育児支援、乳幼児の一時保育、母親の就労支援、テラス菜園での作物の収穫等のさまざまな活動を通して母子の自立促進の支援がされていると「特に評価が高い点」として評価いただきました。</p> <p>「改善が求められる点」として、関係機関との定期的なカンファレンスの開催、規定やマニュアル化できていない項目、さらに構造上の課題や勤務体制への指摘項目も浮かび上がりました。</p> <p>今回、評価いただきました点につきましては、職員や法人事務局、また、京都府とも共有し、今後更に適切な施設運営、母子支援に努めていきたいと思っております。</p>
--

⑥第三者評価結果（別紙）

第三者評価結果（母子生活支援施設）

1 支援

(1) 支援の基本	第三者 評価結果
① 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。	b
(2) 入所初期の支援	
① 入所に当たり、母親と子どもそれぞれの生活課題・ニーズを把握し、生活の安定に向けた支援を行っている。	b
② 新しい生活環境に適応できるよう、精神的な安定をもたらす支援を行っている。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>○母子共に個別の様々な相談、不安や悩みの軽減の為の相談に応じています。現在の生活スキル等を踏まえ、衣食住の生活スキル向上への支援を行い、また、特別な配慮が必要な子供に対しても必要に応じて個別対応や不安や悩みの軽減の為の相談支援を行っています。</p> <p>○法人内での人事異動の結果、ベテランの職員の移動等により、職員の支援に関するスキルが充分とは言えない状況です。また、利用者が精神的に不安定となり易い夜間に職員が勤務していないので、新しい生活環境に適応できるような支援が十分に行われているとはいえません。小さな子供の熱発時や特に夜間の対応が十分ではなく、安心・安全な対応が出来ているとはいえません。</p>	

(3) 母親への日常生活支援	第三者 評価結果
① 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。	b
② 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかわりができるよう支援している。	b
③ 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。	b

(4) 子どもへの支援

①	健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。	b
②	子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。	b
③	子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。	b
④	子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。	b

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

○母親に対する「リフレッシュ保育」として、1人に付き月2回、又、保育所への送迎や必要時の対応をしています。対人関係の構築が困難な母親には、関係調整等の支援を行っています。また、学童保育や中学3年生への学習ボランティアが週に1回来所して支援を行っています。

○日々の保護者同士、あるいは子供同士のトラブルに対して、生活文化の違い等によりうまく収めきれていない部分もあります。また、母親同士がゆっくりと気軽に懇談できる場所や機会等の確保も充分ではありません。病児保育、夜間、土・日の保育の支援や金銭管理の支援は行っていません。子どもに対する心理的支援が心理職員の欠員により、充分に行われていません。

(5) DV被害からの回避・回復

第三者
評価結果

①	母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。	b
②	母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。	a
③	母親と子どもの安全確保を適切に行うために、必要な体制を整備している。	b
④	心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。	b

(6) 子どもの虐待状況への対応

①	被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。	b
②	子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っている。	b

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

○支援措置の活用や配偶者暴力支援センター、警察署や福祉事務所、調停・裁判所への同行や代弁、住民基本台帳閲覧禁止措置等への支援等、課題・ニーズに沿った支援を行っています。また、母親への心理的ケアの支援・カウンセリングを1人に対し、月2回行っています。子どもに対しては、スクールカウンセラーや京都市教育委員会主催の「こども相談センターパトナ」と連携しています。児童の登校時に毎朝必ず職員が送り出す等、日々の関わりを重視した取り組みを行っています。

○「一時保護委託入所」の措置後の支援は行っていますが、直接緊急時の受け入れは行っていません。また、当施設の心理的ケア・カウンセリングは適切に行えているとは言えない状況です。夜間の安全管理体制は不十分です。今年度は虐待に関する研修を実施していません。家庭支援総合センター、福祉事務所や保育所、児童相談所との連携に努めていますが、カンファレンス等の開催は定期的に行っていません。

(7) 家族関係への支援

第三者評価結果

①	母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。	a
---	-----------------------------------	---

(8) 特別な配慮が必要な母親、子どもへの支援

①	障害や精神疾患のある母親や子ども、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。	b
---	--	---

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

○母親と子供のそれぞれの悩みや不安には、少年指導員等が相談にのり対応しています。精神疾患のある人、或はグレーゾーンの人に対しても同意を得て、主治医との連携や通院時の同行を行っています。必要に応じて父親や親族との調整や兄弟姉妹間での感情の行き違いへの調整等も行っています。

○精神科医との連携は図っていますが、服薬管理や受診の同行はしていません。学校、保育所と連携していますが、十分とは言えません。

(9) 主体性を尊重した日常生活	第三者 評価結果
① 日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。	b
② 行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。	a
(10) 就労支援	
① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。	b
② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>○日常生活の中で母子共に自立性や主体性が高まるような支援を心がけ、行事を実施するときには母子それぞれの意見を取り入れています。1月に実施した「新春お楽しみ会」は、京都にある団体の後援と寄付により実施し、振り返りや評価も行っています。母親の就労支援の取り組みは、本人の心身状況や能力に応じた支援を行っています。</p> <p>○病児保育や夜間・土・日の保育の制度がありません。また、就労した職場を訪問して、就業継続のための関係調整を行うといった就労継続の取り組みは行っていません。その人自身が本来保持していた機能や主体性を取り戻し生かせるようなエンパワーメントに繋がるような取り組みも十分とは言えません。</p>	

(11) 支援の継続性とアフターケア	第三者 評価結果
① 施設の変更又は変更による受入れを行うに当たり、継続性に配慮した対応を行っている。	b
② 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>○子どもの発達や生活の記録を作成し、支援の継続性につなげています。当施設から転所をした人はいませんが、転所の際に必要な書類等は完備しており、引継ぎは可能な状況です。退所した人に対する電話相談や関係機関・団体との調整は行っており、来所での相談も行っています。</p> <p>○退所後の「アフター支援計画」はありません。退所後の学童保育や学習支援等は十分ではなく、退所後に地域を担当する民生委員や児童委員との連携も十分ではありません。</p>	

2 自立支援計画、記録

(1) アセスメントの実施と自立支援計画の策定		第三者 評価結果
①	母親と子どもの心身の状況や、生活状況を把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、母親と子どもの個々の課題を具体的に明示している。	b
②	アセスメントに基づいて母親と子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させている。	b
③	自立支援計画について、定期的実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施している。	a
(2) 記録の作成と適正な管理		
①	母親と子ども一人一人の支援の実施状況を適切に記録している。	a
②	母親と子ども等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行っている。	b
③	母親と子ども等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行っている。	b
④	日々の業務について支援内容を適切に記録し、支援の分析・検証や職員間の情報共有に活用するとともに、説明責任を果たす取組を行っている。	a
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>○当施設の自立支援計画への記録は、事業団共通のパソコンソフトを活用し、入所者個人ファイルに共通の目次を記載して順次綴じています。個別のアセスメントを実施し、自立支援計画表を少年指導員の合議により作成しています。また、自立支援計画進行表に基づき、ケース会議を6ヵ月毎に開催して見直しを行い、母子の意向を確認した上で、次回の計画作成に反映しています。パソコンソフトの導入により、統一した方式となり、記録の内容もより詳細に正確・具体的に記載するようになり、また、「宿日直日誌」にも、日中・夜間の連絡事項や引き継ぎ事項や日々の入所者の記録により情報の共有を図っています。</p> <p>○法人の「文書規定」の中に保管場所や保管方法、保存や開示方法に関して規定していますが、保存期間終了後の廃棄に関する規定はありません。また、ケース会議、ミーティング、日々の日誌で母子の状況や支援の内容を把握していますが、記録文書等の伝達方法に関するマニュアルはありません。自立支援計画策定の責任者の設置もありません。</p>		

3 権利擁護

(1) 母親と子どもの尊重と最善の利益の考慮	第三者 評価結果
① 母親と子どもを尊重した支援についての基本姿勢を明示し、職員が共通の理解を持つための取組を行っている。	b
② 社会的養護が、母親と子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の支援を行っている。	b
③ 母親と子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。	c
④ 母親と子どもの思想や信教の自由を保障している。	a
(2) 母親と子どもの意向や主体性の配慮	
① 母親と子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、支援の内容の改善に向けた取組を行っている。	b
② 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	c
③ 施設が行う支援について事前に説明し、母親と子どもそれぞれが主体的に選択（自己決定）できるよう支援している。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>○外国籍の母親の宗教的活動を尊重し、早朝に礼拝に出かける人の為に玄関ドアの解錠をしています。母親には施設利用計画表、小学生には児童支援計画を作成時に意向を把握し、母親と子どもへの支援はケース会議等で調整を図っています。</p> <p>○職員と子ども、職員と母親の信頼関係を構築しようとしていますが、就労している母親との関係は24時間体制でないということもあり、十分とは言えず、職員も課題としています。プライバシー保護に関する規定・マニュアルがありません。施設の構造上（吊りドアの為）、隣室や廊下での話し声が聞こえ、他人に干渉されないで安心して過ごせる状況とは言えません。また、母子が主体的に自己決定できるように努めていますが、母親と子どもの思いが違う時などの調整や支援には限界があると感じているようです。</p>	

(3) 入所時の説明等	第三者 評価結果
① 母親と子ども等に対して、支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報の提供を行っている。	b
② 入所時に、施設で定めた様式に基づき支援の内容や施設での約束ごとについて母親と子ども等にわかりやすく説明している。	a

(4) 母親や子どもが意見や苦情を述べやすい環境

①	母親と子どもが相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、母親と子どもに伝えるための取組を行っている。	b
②	苦情解決の仕組みを確立し、母親と子ども等に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させている。	b
③	母親と子ども等からの意見や苦情等に対して対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。	b

(5) 権利侵害への対応

①	いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。	a
②	いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。	b
③	子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

○「生活のしおり」は絵や絵文字を用いて子どもにもわかりやすく説明した冊子（施設利用、安心・安全、貸出備品、生活、自立、施設諸費、居室、施設内設備、退所）となっており、英語版もあります。入所前の見学時、入所後に冊子を使って丁寧に説明しています。玄関ホール下駄箱の上に意見箱を設置しています。学童の指導員は場面をとらえて、子どもには肯定的な聞き方をして、話すようにしています。

○施設内に気軽に相談できる相談室がありません。現在は3才以下の子ども対象に「ひよこクラブ」を居室で支援員が年4回開いていますが、夜間などいつでも相談できる体制になっていません。母親による児童虐待事件の再発防止の為、常にサインや訴えを見逃さないように留意していますが、夜間など徹底できない状況です。また子どもによる他の子どもへの暴力に対しては、職員が抑制して止めることもあります。

4 事故防止と安全対策

		第三者 評価結果
①	事故、感染症の発生時など緊急時の母親と子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させている。	b
②	災害時に対する母親と子どもの安全確保のための取組を行っている。	b
③	母親と子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い、母親と子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実施している。	b
④	十分な夜間管理の体制を整備している。	c

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

○不審者の侵入防止のために、カメラ付きインターホーンで確認後玄関ロックの解除、事務室内で入口の総合監視などを行っています。京都府家庭支援総合センター・少年サポートセンター・東山ファミリーホームが合同で年2回防災訓練をしています(内1回は消防署合同)。非常口は居室の両端にあり自動解除になっています。またサポートセンターとの非常通路、総合センターへの非常口があります。ノロウイルスに対応出来る消毒液や食中毒に対応できる食器用消毒液を用いて安全確保に努めています。

○毎月、防災点検をしていますが、母親と子どもの安全を脅かす事例収集や要因分析、検討会議は行っていません。災害時の備蓄品等はありません。現在、早朝・夜間は管理会社の宿直員が施設管理をしていますが、職員の24時間体制について、第二次新経営改善基本計画平成25～27年中・長期計画に記載しています。

5 関係機関連携・地域支援

(1) 関係機関との連携		第三者 評価結果
①	施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所など関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有している。	a
②	児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行っている。	a

(2) 地域社会への参加、交流の促進

①	母親と子どもと地域との交流を大切にし、交流を広げるための地域への働きかけを行っている。	c
②	施設が有する機能を地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。	c
③	ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備している。	c

(3) 地域支援

①	地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。	b
②	地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行っている。	b

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

○「虐待への施設内対応システム」で関係機関への連絡の流れと連絡先がわかりやすい一覧となっています。家庭支援総合センター、東山開晴館（小中一貫校）との連絡会議や福祉事務所、保健所、保育所、児童相談所と連携し、情報の共有等を行っています。直接の関わりがない民生児童委員については、区役所に出向いて施設についての話をするなどの方法で連携に努めています。

○施設の有する機能を地域に開放していません。ボランティア団体（さいもんめ学生サークル）・個人ボランティア（学習指導）が活動していますが、ボランティア受け入れの基本姿勢は明確でなく、研修も行っていません。

6 職員の資質向上

		第三者 評価結果
①	組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	b
②	職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	c
③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映させている。	c
④	スーパービジョンの体制をつくり、施設全体の支援の質を管理し、職員の援助技術の向上を図っている。	c

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

○「平成25年度事業計画進行表」の支援向上推進項目でDV被害者支援研修、ファミリーソーシャルワーク、全国母子生活支援施設協議会研修などの研修計画を策定し、母子支援・少年指導の項目についても施設長が検討しています。基幹職員の配置をして、職員の質の向上を図るため本部と検討中です。

○職員の研修・研究に対する姿勢が法人にはありますが、施設の基本姿勢がありません。平成25年度は、児童の暴力に焦点をあてた研修や外部研修への派遣を行いました。個別研修計画はなく、評価・見直しも行っていません。

7 施設運営

(1) 運営理念、基本方針の確立と周知	第三者 評価結果
① 法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割が反映されている。	a
② 法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針が明文化されている。	a
③ 運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b
④ 運営理念や基本方針を母親と子どもに配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	c
(2) 中・長期的なビジョンと計画の策定	
① 施設の運営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画が策定されている。	b
② 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。	c
③ 事業計画を、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。	c
④ 事業計画を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	c
⑤ 事業計画を母親と子ども等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	c
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>○法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割を反映しています。基本方針はパンフレットに「運営方針」として明示してあります。施設の役割や機能などが具体的内容であり、また、職員の行動規範としても具体的に記載してあります。施設長は事業計画を把握し理解しています。</p> <p>○法人・施設の運営理念や基本方針を職員に配布したり、会議で説明したりしていますが、会議録がありません。また、法人・施設の運営理念や基本方針、事業計画等を職員、母親、子どもには配布していません。事業報告書は作成していますが、評価・見直しが十分とは言えません。</p>	

(3) 施設長の責任とリーダーシップ	第三者 評価結果
① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、専門性に裏打ちされた信念と組織内での信頼のもとにリーダーシップを発揮している。	b
② 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードしている。	b
③ 施設長は、支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	b
④ 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。	b
(4) 経営状況の把握	
① 施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。	b
② 運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。	b
③ 外部監査（外部の専門家による監査）を実施し、その結果に基づいた運営改善が実施されている。	a
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>○法人本部からの通達文書やインターネットで遵守すべき法令の情報を得ています。平成25年度の支出諸経費と措置費収入を点検し、コストバランスの分析に基づき、経営や業務の効率化と改善に取り組みました。「日勤帯日誌」を供覧することで、運営状況や課題について職員に周知を図っており、職員の意見を聞いたり、職員同士で検討するなどの取り組みもあります。平成24年、25年に外部監査を受け、その結果に基づき運営改善しています。</p> <p>○施設長の役割や使命を文書化しておらず、会議や研修の場で表明していません。組織全体をリードする具体的な取組みはしていません。支援の質の現状について定期的、継続的な評価・分析が不十分です。地域での支援のニーズや潜在的な保護を要する子どもに関するデータ等を収集していません。</p>	
(5) 人事管理の体制整備	第三者 評価結果
① 施設が目標とする支援の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。	b
② 客観的な基準に基づき、定期的な人事考課が行われている。	c
③ 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みが構築されている。	b
④ 職員処遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を積極的に行っている。	b

(6) 実習生の受入れ

① 実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的な取組をしている。	b
---	---

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

○実習生受け入れについては、マニュアルに従い、実習指導者が受入れ体制を整えています。施設長は、定期的及び随時に職員との個別面接の機会を設け、職員が相談をしやすいような組織作りの工夫をしています。

○人事管理は法人本部が行っています。法人内での異動が比較的多く、調査時には当施設での勤続年数が最も長い職員でも、配属されてから3年目です。育児休業中の職員は10年勤続です。人事考課については平成26年度に試行実施予定とのことです。

(7) 標準的な実施方法の確立

第三者
評価結果

① 支援について標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って支援を行っている。	b
② 標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、検証・見直しを行っている。	c

(8) 評価と改善の取組

① 施設運営や支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させている。	b
② 評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善実施計画を立て実施している。	b

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

○標準的な支援の実施方法について年2回、必要な見直しをしています。現住所に移転前の「吉田母子寮」では平成21年に受診しましたが、東山母子生活支援施設になってからの第三者評価は今回が初めての受診です。今回の第三者評価を受けるにあたっては、自己評価に全職員が参画しました。

○職員全員で今回の評価結果を分析し、改善計画を策定してください。